

定められた命令等及び根拠法令条項一覧表

別紙

定められた命令等	根拠規定
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年総務省令第5号）	電波法(昭和25年法律第131号)
(2) 周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）の一部を変更する件（令和7年総務省告示第41号）	電波法（昭和25年法律第131号）第26条第1項
(3) 平成元年郵政省告示第42号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を改正する件（令和7年総務省告示第36号）	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第2号
(4) 平成元年郵政省告示第49号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を改正する件（令和7年総務省告示第37号）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の14
(5) 平成18年総務省告示第659号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を改正する件（令和7年総務省告示第38号）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）別表第2号第28
(6) 平成23年総務省告示第507号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を改正する件（令和7年総務省告示第39号）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）別表第1号注34
(7) 四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る表示の方法を定める件（令和7年総務省告示第40号）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の14第5号ホ及び同条第11号二